

第12回産業分類検討チーム 議事概要

1 日時：令和4年11月11日（金）10:00～12:26

2 場所：Web会議

3 出席者：

【学識経験者】 河井構成員（座長）、會田構成員、居城構成員、伊藤構成員、菅構成員、中村構成員、牧野構成員、宮川構成員

【各府省庁等】 内閣府、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

【オブザーバー】 日本銀行

【事務局】 総務省政策統括官付統計審査官室：長嶺統計審査官、植松参事官、村本専門官、目副統計審査官ほか

4 議題

- (1) 一般原則「分類の基準」について（その5）
- (2) 供給側の視点から見た検討について（生産技術の類似性等）（その2）
- (3) 小売業における非専門店等の扱いについて（その3）
- (4) 大分類S（公務）について（その2）
- (5) 大分類I、L及びOの案件（調整中であったもの）について
- (6) 第4回、7回及び11回の検討チームにおける御意見への対応について
- (7) 生産物分類策定検討会における産業分類改定に係る御指摘・御意見への対応について
- (8) その他

5 議事概要

(1) 議題1 一般原則「分類の基準」について（その5）

資料1-1及び1-2に基づき、事務局が「分類の基準」の修正案を説明し、その後に質疑応答が行われた。箇条書きの(3)の部分の再度検討を行い、次回の検討チームに提案することとされた。

主な質疑の内容は以下のとおり。

- 内容的には問題ないと思うが、「又は」の使い方が気になる。資料1-2の2ページの「4」における溶け込みの(3)では、「財又はサービス」と「用途又は機能」のそれぞれが選択になっていると思うが、修正案のように並列に記述されると「生産される財」、「又はサービスの用途」、「又は機能」の3つを並列して記述しているように解釈されるおそれがあるのではないかと。現行の記述ように「・」（ナカテン）を使って戻すと「生産される財とサービス」と「用途と機能」のそれぞれがペアとして読むことができると思うが、「又は」を使うことによりそのように読めなくなることが気になった。
- どのように戻すということなのか。「又は」を「・」（ナカテン）にするということか。
- 元々の文章も「生産される財」が一つのまとまりであり、それに続く「又はサービスの用途・機能」と分けて読むことができる。しかし、本来の意味は「財」も「サービス」も「用途・機能」にかかることだから、「又は」が入っても生産される「財」と「サービス」が「用途」と「機能」の両方にかかることが伝われば良いと思う。

- ← 「行政文書の書き方」としては、基本的に「・」（ナカテン）は使わないという原則がある。その理由として、「・」（ナカテン）は「及び」なのか「又は」なのかが曖昧なためである。その原則に従うと修正案のようになる。修正案よりも分かりやすい表現があれば再度提案したいと思うが、現時点では修正案でお願いしたい。
- 原則に反して無理に「・」（ナカテン）の使用を求める趣旨ではないが、資料1—2の「4」の（3）では読み方により複数の解釈があり得ると思った。「・」（ナカテン）が曖昧であることは分かるが、「財・サービス」という表現はよく見るものなので、「財又はサービス」を「財・サービス」と記載しても良いのではないかと思った。つまり、（3）は「生産される財・サービスの用途又は機能」で整理できるのではないかという趣旨である。
 - 「・」（ナカテン）が使えないという前提に立ち、誤解が生じないのであれば修正案でも良いと思う。
 - 「・」（ナカテン）を使ってはいけないのか。「又は」だと何がどこにかかるのかが分かり難いと思う。「財」と「サービス」を「・」で並べた方が分かりやすいのではないか。その使用が「絶対無理」でなければ、「・」（ナカテン）を入れても良いと思う。
 - 修正案で何も問題はないと考える。
 - 「及び」はあり得ないのか。投入構造を想定すると、「or」の意味であれば「財」か「サービス」のいずれかしか投入していないように読める。しかし、「財」と「サービス」の両方を組み合わせて投入する場合を想定すると、「財・サービス」は「財 and サービス」ではないのか。一般的にはどうなのか。分類基準の（1）、（2）、（3）の全てに「財又はサービス」が記述されており、それらの全てにおいて「又は」の記載で良いのかが気になる。
 - 先の（1）～（3）の全てにおいて「及び」の表現で良いのかと問われると微妙かもしれないが、例えば「生産される財及びサービスの用途又は機能」の表現であれば、2つがそれぞれペアになっていることが分かるような気がする。
 - 「・」（ナカテン）を使わず、「又は」の代わりに「and」の意味で「及び」を使うことの適否を検討してほしい。（河井座長）
 - ← 検討させていただきたい。その検討案は事前に委員の皆様にお示ししたい。
 - 提案された案で良いという意見があったが、もう少し検討してほしいとの意見が多いように思うので、再度検討してほしい。

（2）議題2 供給側の視点から見た検討について（生産技術の類似性等）（その2）

資料2に基づき、事務局が製造業を対象にして原材料や工程等による試行やそれに基づく課題の説明を行い、その後に質疑応答が行われた。提案は概ね了承された。

主な質疑の内容は以下のとおり。

- 「履物」と「家具」の分類構成に言及したい。「履物」は、中分類「19ゴム製品製造業」において「1921ゴム製の履物」と「1922プラスチック製の履物」2つに分類されている。また、中分類「20なめし革・同製品・毛皮製造業」において「2021工業用革製品」と「2031革製履物」があるように、「履物」は中分類自体が素材の違いによって分けられている。一方、「家具」は、中分類「131家具製造業」があり、その中の細分類として「1311木製家具製造業」と「1312金属製家具製造業」があり、細分類において素材により区

分されている。どうしてこのような違いがあるのかは整理する必要があると思った。

- 原材料や工程の観点から精査すると異質な分類項目が混在している場合があると思うので、そのような洗い出しは今後取り組むべき課題の一つと考える。今後、重点分野をより具体的に挙げていく必要があるので、引き続きご意見をお願いしたい。

今回の提案は、委員の総意に沿った内容であると確認できたと思う。

(3) 議題3 小売業における非専門店等の扱いについて(その3)

資料3-1及び3-2に基づき、事務局が小売業における非専門店(①コンビニエンスストア、ドラッグストア及びホームセンターを中分類「56 各種商品小売業」に移動、②「百貨店」と「総合スーパー」を小分類で分割、③「ワンプライスショップ」を小分類で新規立項)に関する修正案の説明を行い、その後に質疑応答が行われた。改定案はおおむね了承された。

主な質疑の内容は以下のとおり。

- 「ワンプライスショップ」の立項により、これまであまりよく分からなかった傾向や違いが見えてくるのではないかと期待できる。社会的にも関心は高いだろうから、その項目の新設は有意義であると思う。

また、「その他の各種商品小売業」に該当すると想定されるある事業所は、「ホームセンター」に該当すると想定される他の事業所と形態が似ているが、「その他の各種商品小売業」に該当することになり得る。このような修正案ではやや違和感があるので、例えば、「ホームセンター」の対象となる事業所の対象を拡大することなどにより、何かより良い方法を検討していただくことができればと思う。

- 前回の検討チームにおける「ワンプライスショップ」に関する発言の意図は、「ワンプライスショップ」の生産技術が他と明らかに異なっている状況ではないので、基本的には反対であるということであった。

ただし、政策的にどうしても立項が必要であるなどの特別な事情がある場合には、原則から外れても検討する必要があると思っており、それは「ワンプライスショップ」に限らず全般的な課題として提案させていただいている。それは今でも変わっていない。その観点から本当に「ワンプライスショップ」を新規立項する必要があるかについて考える必要がある。そこで資料3-1の表の「改定理由(仮)」欄をみれば、「ワンプライスショップ」に関して「小売業56~61内に散在し」と書かれている。もしも複数の部門に散在しているものを集めて1つの項目として立項すれば、関連する多くの部門で時系列比較をすることが困難になってしまう。

「ワンプライスショップ」以外の項目の検討ではこのようなケースはあまりなく、1つを2つに分割する、または2つを1つに統合するという内容がほとんどである。「ワンプライスショップ」のように複数の分類項目から少しずつ移動させるケースはあまりなかったと思う。今回の非専門店部門の再編のような大胆な修正案でも、分類を組み替えることで以前の分類項目と接続できる。しかし、「ワンプライスショップ」を立項すると、まったく接続できないこともあり得る。過去との整合性や接続の問題を考えると、接続性を確保できなくしてまで「ワンプライスショップ」を立項する必要性が本当にあるのかが疑問である。

- ← 各分類に散在している状況でなく集約すべきか、または、連続性を優先して確保すべきという課題の捉え方として理解している。散在の状況が比較的小さいのであれば立項する考え方もあれば、その影響度合いが大き過ぎるので見送るべきであるという考え方の両方があると思う。いずれにしても、事務局としては散在している状況を確認したいと考えていることを申し上げたい。

- 接続ができなくなっても改変が必要となる場合は絶対あると思う。言い換えると、分類構成を根本的に変えないと産業構造の把握に問題があると見込まれる場合には、過去との連続性を確保できなくてもその変更が必要になり得る。しかし、「ワンプライスショップ」を立項することは、過去との接続性のトレードオフの問題として意味があるのかが疑問である。
- 資料3-1の「改定理由(仮)」欄に「56~61内に散在し」と書いてあるが、それがどの程度かがよく分からない。それを検証した上で大きな問題があれば立項しない方が良いという判断もできると思うので、検証を待つてはどうか。
- もちろん検証していただくのが一番良いと考えるが、検証はできるのだろうか。例えば、あるワンプライスショップの固有名により検索すれば可能かもしれない。
- 先ほど「その他の各種商品小売業」に該当すると想定されるある事業所が話題になったが、確かに気にはなる。そのような事業所のほかに、最近、多様な品揃えを特徴とする小売店が増えてきており、それらのほとんどが「その他の各種商品小売業」に分類されるとなれば少し気になる。
- 資料3-1の表の左上に分類番号「56」があり、「56」の「改定素案」には「百貨店」、「デパートメントストア」、「総合スーパー」、「スーパー」などの例が挙げられている。その次の頁の分類番号「58」にも「スーパー」が記載されている。「スーパー」という表現は「総合スーパー」や「食料品スーパー」をイメージする多様な意味を持つので、「56」の「スーパー」の記述は削除した方が良いのではないかと。
 ← 中分類「56」と中分類「58」の両方に「スーパー」が記載されているが、削除しても問題なければその方向で検討させていただきたい。
- 「ワンプライスショップ」は本来もっと早く立項すべきだったと思う。その理由として、「ワンプライスショップ」の出現により様々な小売店が実際に影響を受けた。例えば「文房具屋が潰れた」という例をよく聞くので、本来はそのような動向を早くから把握すべきだったと思う。現在は「ワンプライスショップ」の出現の影響が出た後なので、タイミングを逸した感じはある。少しちぐはぐな感じはあるが、修正案の分類項目を見ると、「百貨店」、「総合スーパー」、「コンビニエンスストア」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「ワンプライスショップ」とあり、それらは我々が日常生活で利用する小売店がおおむね整理されている。
 それらの小売店以外に、家具、収納、食器、衣類等を幅広く扱う小売店や一定品質の定番衣類を低廉な価格で販売する小売店などが知られている。さらに都市部では、文房具屋などが全くなくなっている。私の家の近くでは文房具屋はなく、ワンプライスショップにしかそれを買っていくところがない。
 「ワンプライスショップ」は、生産技術的な観点からは少し特殊だと思うが、全部同じ価格に設定するのは1つの特殊な売り方だと思うので、商業の実態を把握するという意味では立項しても良いのではないかと思う。10年程度前に立項していればかなりダイナミックにそれらの動向を把握できたのではないかと思う。そう考えると、このような業態は早く立項して位置付けておかないと、小売業の動向を把握するタイミングを逸するような感じがする。
- いくつかまだ意見があり、ワンプライスショップの検証も残された宿題ではあるが、今回の小分類「56」に様々な業態を集約すること、また、小分類「58」に「食料品スーパー」を新設する提案は了承いただいたこととする。なお、ワンプライスショップの散在状況の検証をした上で、その最終的な結論を得ることとする。

(4) 議題4 大分類S-公務(他に分類されるものを除く)について

資料4-1~4-3に基づき、事務局が前回指摘された改定案の修正案を説明し、その後に質疑応答が行われた。修正案はおおむね了承されたが、「市場競争性の差異を踏まえ」を「市場性の差異を踏まえ」と修正することとされた。

主な質疑の内容は以下のとおり。

- 総説の修正案に「市場競争性の差異を踏まえ」とある。「市場競争」という言葉はあるが、「市場競争性」という言葉はないと考える。「水道」、「競輪」、「競馬」などはほぼ独占なので競争はなく、「市場生産者」か「非市場生産者」かの問題なので、単に「市場性の差異」という表現で良いのではないか。

(5) 議題5 大分類I、L及びOの案件(調整中であったもの)について

資料5-1~5-5に基づき、事務局及び経済産業省がそれぞれ以下の3点を説明した。

- ① 「大分類I-卸売・小売業」の細分類「6099 他に分類されないその他の小売業」及び「6199 その他の無店舗小売業」の内容例示に「小売の仲介サービス業」を追記すること、また、その追記に伴う大分類の総説及び細分類の説明文の修正
 - ② 「大分類L-学術研究、専門・技術サービス業」の中分類「72 専門サービス業」の細分類「7261 デザイン業」の説明文及び内容例示の修正
 - ③ 「大分類O-教育、学習支援業」の中分類「82 その他の教育、学習支援業」の細分類「8249 その他の教養・技能教授業」及び「8299 他に分類されない教育、学習支援業」の説明文及び内容例示の修正
- その後に質疑応答が行われた。①、②及び③のいずれも再度検討を行い、次回の検討チームに修正案を提出することとされた。

主な質疑の内容は以下のとおり。

《デザイン業について》

- 説明文に「主として人工物や人工環境のデザイン」とあるが、「自然物あるいは自然環境のデザイン」があるように読める。そのようなものがあるのか。不思議な文章という印象を持つ。
- この分類の対象と対象外をどういう基準で分けているのかが端的に分かるような表現にした方が良いのではないか。例えばウェブデザインが入っていないが、それがなぜ入っていないのかが端的に分かるような説明文にした方が良い。分類を判断する人にとって、その分類項目に該当するのか該当しないのかが明確に分かる表現にすると混乱が生じないのではないか。
- 確かに多岐にわたっているので記載は難しかったと思うが、これほど多くの内容例示が示されるとどのような違いがあるのかが分かり難い。もう少し検討していただけないかという意見だと思う。
- ISICやNAICSをみると、ウェブデザインは除外すると書いてある。説明によると、「ウェブデザイン」は「デザイン業」に分類され、プログラミングの作成が一緒になっていけば「ソフトウェア業」に分類されることとなっており、国際分類と若干の相違があると思われる。
- 今回の修正案では、「デザイン」と名がつけば全部ここに入るという幅広いものだと思う。現在では対象となる分野が拡大していて、将来どうなるかが分からないのでこの分類項目の対象とするようなことだと思うが、そうであれば非常に曖昧であり、分類項目の説明を書くのであればもう少し限定して書かないといけないのでは

ないか。

また、「デザイン」の言葉が独り歩きしていて、設計だとか様々な場面において使われているような気もするので、デザイン一括りという記載のあり方はあまり良くないのではないか。説明し難いとは思いますが、この分類項目に該当するもの、該当しないものを定義できるような用語により説明できれば良いと思う。ISICでは、現行の日本標準産業分類の書き方と同じように、全て何々デザインとして同じような書き方をしているので、グラフィックデザインとかインターフェースなどのコンピューター関連のデザインとかは単純に今の例示に付け加えることでも良いのではないか。

「ただし書き」において適用除外するというのは、様々なものをデザインし、それを作る事業所を除外する趣旨なので必要だと思う。

← 「自然環境」や「自然物」は、デザインすることはできないということで書いているものである。そういう意味では、人がデザインできるものは人工的なものであるということで今回の案を提示したが、確かに御意見のとおり、記載内容が幅広過ぎると言える。もう少し工夫が必要であると思う。

また、「ただし、」以下の書き下しで除外する対象を記載はしているが、これでも分かり難いということであれば、工夫が必要だと思う。しかし、これ以上の工夫はなかなか難しいと考えている。

← ISICの記述について経済産業省の政策担当原課やデザイン業界関係者にも意見を聞いたところ、それは古く、今は商業デザインとか工業デザインとかの言い方はしていないとのことである。しかし、ここは統計基準としてどのように記載すべきかという問題なので、統計担当部局としては「この案でお願いします」とはなかなか言い切れない部分はある。

検討の経緯として、定義文を普遍的に網羅的に書き、かつ、他の産業との区分が十分にできる観点から、例えば、意匠法の条文を参考することも検討したが、意匠法は業法ではなく、あくまでもデザインの権利を保護するというものなので法律の条文を参考にするには難しかった。デザインに限っては業法がなく、デザインは意匠法以外でも商標法や特許法などで保護される場合もあるので、そういう意味でも法律の条文を参考にするには難しかった。

○ 定義文があまり洗練されていない方がむしろ我々にとっては分かりやすく、また、統計としても対応しやすい側面がある。デザイン業界の定義を優先すると曖昧になるというトレードオフがあるようなのでその書き方は難しいとは思いますが、我々が使う統計の対象が一般の方にも理解できるような定義のあり方に加え、何が除外されるかが明確に分かるような定義文を提案していただきたい。

《小売の仲介サービス業について》

○ 「小売業」の「仲介サービス業」の説明によれば、小売の仲介サービスとして道の駅で農産品を売っているケースと自動車の仲介サービスとして中古車を売っているケースとが結局、全部同じ産業分類になり、しかも何を売っているかが分からなくなる可能性があるのではないか。

このことは「卸売業」で既に発生している問題であり、今に始まった問題ではない。後でIOやSUTでマージン額の推計をする場合に問題にならないのかが心配される。この懸念を踏まえると、例えば農産品を仲介している場合には、関係する食料品のそれぞれの部門に仲介サービスの例示を加えると大体何を売っているかが分かると思う。他方、そうしないのであれば、経済センサスー活動調査において何を仲介しているかを書かせることにすれば良いと思う。

そのようにしておかないと、今後、小売業の仲介サービスの規模が拡大していった場合に大きな問題になるの

ではないかと思う。

← 取り扱う品物ごとに内容例示を入れる御意見については検討させていただきたい。

《教養・技能教授業について》

○ 「教育・学習支援業」の改定素案の「824 教養・技能教授業」のうち、「その他の教養・技能教授業」の説明では「〇〇を教習する事業所」となっているが、「教習」という言葉はこれまであまり使われていなかったように思う。部門の名称も「教授業」というワーディングが残っている。元々「教授する」という言葉が使われていたものが「教習する」に変更された理由は何なのか。また、説明文が「教授する」から「教習する」という言葉に変更されているのに部門名が「教授業」のままであるが、それに意図はあるのか。

← 小分類「824」の項目名は「教養・技能教授業」であり、その小分類に含まれる細分類の項目名も「教授業」となっており、また、元々の「8249」の説明文も「教授する事業所」となっている。これは、内容的に趣味の活動を入れることを前提とした場合、「教授」という用語よりは別の言葉を入れた方が相応しいと考えて「教習する」という用語を提案した次第である。御指摘された項目名と齟齬があることは認識しているので、引き続き検討したい。

○ 再度検討して修正案を提出していただきたい。

○ 「小売仲介サービス業」、「教養・技能教授業」及び「デザイン業」についてそれぞれ意見が出たが、「デザイン業」に関する意見が多数であったので再検討していただくこととする。「小売の仲介業」については、引き続き検討していただいて、次回以降に提案してほしい。

(6) 議題6 第4回、7回、11回の検討チームにおける御意見への対応について

資料6-1～6-11に基づき、事務局、厚生労働省及び経済産業省が以下の修正案の説明をそれぞれ行った。

① 中分類「33 電気業」

② 中分類「76 飲食店」及び「77 持ち帰り・配達飲食サービス業」

③ 小分類「922 建物維持管理業」

その後に質疑応答が行われた。「電気業」を除いて修正案はおむね了承されたが、「電気業」については、諸事情は理解できるが、説明された内容では十分に分からないので次回に向けて引き続き検討すべき、また、提案された説明文が分かり難いという意見があり、再考の余地があることを考えるべきとされた。

主な質疑の内容は以下のとおり。

○ 資料6-1の2ページ目の「電気業」における「発電業」は分割しないということで、その理由が右側の「対処方針(案)」に書かれているが、その内容は企業の産業分類に終始している。産業分類は基本的に事業所を対象にしたものである。また、経済センサス-活動調査の内容も書かれているが、同調査で企業単位の売上金額を把握しているほか、事業所ごとの従業者数等の事業所単位の調査も行っている。

発電種別に細分化した細分類により企業を分類した場合に、発電の種類が変わる、または産業分類が変わることを理由にされているが、企業を細分類レベルで格付けすれば当然それは起こることである。他の産業でも、企業を1つの細分類に固定しようとするれば、大きく変動するのは当たり前の話であって、理由

に書かれていることは、分割しないという理由にはなっていない。

また、発電の電源が多様化しているから対応しないと書いてあるが、むしろ逆であり、それが多様化しているからこそそれをしっかりと把握していくことが重要であり、だからこそ産業分類を分割する必要がある。

しかも、どこの地域にどのような発電所があるか、原子力発電所がどこにあるか等は公開されているデータでも分かるのだから「分離することは駄目だ」ということが理解できない。

さらに、「電気業」は特に注目度が高い分野であり、エネルギーの種別や発電の種別も多岐にわたってきているし、環境問題もあることは承知している。今回どうしても対応しないことになったとしても、次回の改定に向け、少し時間をかけてでも、なぜこれができないのか、あるいはどうすべきなのかを検討し、動向を的確に把握していく方向に向けて取り組んでいくことは重要であると思う。したがって、できれば分割すべきだが、少なくとも次回に向けた検討だけは続けていただきたい。

○ 「発電業」は、可能であれば細かく把握できた方が良いと思うが、新しい発電方法が様々に出現してきている中でどこまで細かくするかは難しい問題だと思う。例えば、生産物分類を適切に活用した場合に、電源の多様化を細かく捉えることが可能であれば、発電所は産業分類としては1つの分類することでも良いのではないかと。ただし、将来に向けて検討を続けることについては自分も賛成である。

○ 資料6-1の3ページの「発電業」に関する説明文の修正案は、より詳細に説明されていると思われるが、現行の説明文と比較すると分かり難い。「蓄電施設」が追加されたようだが、どの部分が蓄電施設の説明なのか分からない。もう少し分かりやすい文章にならないか。

← 電源が多様化していることは捉えるべき事実であり、これについてはオープンになっているデータとして発電実績が事業者別に細かく分かるようになっていく。

企業体で捉えるのが経済産業省の基本的な考え方である。発電種別の多様化に特化した説明になるが、これらを一体的に捉えて、一つのサービスとして電気というものを安定的に供給することが国、電力事業者の使命となっているので、細かく分ける必要性はないと考えている。

今後、議論を行わないのではなく、電力自由化に伴って、発電事業者や電力事業者を取り巻く様々な環境の変化により、事業者の事業機会の拡大や組織再編等が進展していけば、検討の余地が生まれると考えている。したがって、次回とは明確には言えないが、そのような状況が見えてきた時点で提案させていただくことまでを否定しているものではない。

また、電気事業者としては、意図せざるところで格付けされてしまうことに危惧を持っていると聞いている。日本標準産業分類は、公的機関が公表する唯一の業種一覧という側面も有しているので、統計法に基づいた目的以外でも様々な法令や行政分野で利用されてきているという実態があるし、民間シンクタンク、信用調査機関においても業種区分として利用されており、報道にも出ている。そのような例として、外為法における「対内直接投資審査制度」を紹介させていただく。当該制度の対象業種は、「日本標準産業分類」の細分類を引用している。対象業種を示した告示文をみると、現在、「3311 発電所」と「3312 変電所」としているが、これを細かく刻むと、ある年は原子力発電所ある年は火力発電所となるのが毎年生じることが考えられる。一体として事業を行っている性質を踏まえると細分類として設定することは難しく、事業者にとっては困るような事象が生じるのではないかと懸念を有している。

← 説明文については電源の多様化やシステム化がシステム改革により進んできており、それを説明するために細くなっているのが、難しくなっている。資料6-9の3ページに発電業の説明文の変遷を示しているが、電気事業が小売、送配電、発電に分離されたので、供給先を明確に書かなければならないのでどうしても細くならざるを得ない。案のとおりとすることで御理解いただきたい。

- 事情は理解できるが、やはり説明文が「及び」や「又は」などの接続詞が多用されていて分かり難い。もう少し分かりやすい表現ができるのではないかと。

← それだけシステム改革により電気事業が複雑化してきている背景があり、一つの電力事業者が発電から送配電、一般消費者に供給していたものが分かれているという実態があることを御理解いただきたい。

- 生産物分類を活用して把握することについてはどのように認識しているか。

← 生産物分類は「需要サイド」を念頭において分類項目を設定しているので、「供給サイド」の概念から変更を加えるのは難しいと考えている。

- 今回の改定に当たっては、①生産技術に基づく分類を行うこと、②国際分類との比較可能性の向上という観点から検討してきている。その点からは、他国では導入されているのに我が国では導入されていないことに関しては再考の余地はある。この趣旨からは、ここで議論は終わりということではなく、今後、状況が変われば是非とも検討していただきたいと我々は考えており、実際に委員からは説明や説明文がよく分からない、また、継続して検討すべきとの意見も出された。今回はこれで認めたいと思うが、再考の余地があることを考えておいていただきたい。

← ISICの改定の検討状況が現時点では分からないので、今後の動向は十分に注視していく必要があると認識している。その点も御考慮いただきたい。

(7) 議題7 生産物分類策定研究会における産業分類改定に係る御指摘・御意見への対応について

資料7-1及び7-2に基づき、事務局及び国土交通省が第10回検討チームの調整中案件と意見への対応案の説明を行い、その後に質疑応答が行われた。対応案は、特段の意見はなく了承された。

(8) 議題8 その他

事務局が国連国際統計分類に関する専門家委員会 (UNCEISC) の議事の概要と今回の改定に伴う内容例示の見直しに関して報告した。

次回の検討チームは、令和4年12月23日(金)10:00~12:00にWeb会議により開催する。

本日の議事概要は、内容を確定した上で本日の会議資料とともに総務省のHPに掲載する。

(以上)